

商品概要説明書

普通貯金

(2022 年 11 月 29 日現在)

1. 商品名 (愛 称)	○普通貯金
2. 販売対象	○個人・法人・任意団体
3. 期 間	○期間の定めはありません。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	○随時預け入れできます。 ○1 円以上 ○1 円単位
5. 払戻方法	○随時払戻しができます。
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の 入手方法	○毎日の約定利率を適用します。 ○毎年 3 月と 9 月の当 J A 所定の日に支払います。 ○毎日の最終残高 1, 0 0 0 円以上について、付利単位を 1 0 0 円として 1 年を 3 6 5 日とする日割計算をします。 ○個人のお客さまは 20.315% (国税 15.315%、地方税 5 %) ※の分離課税、法人・任意団体のお客さまは総合課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ○金利は店頭に表示しています。
7. 手数料	○キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当 J A およびオンライン提携金融機関の所定の手数料がかかることがあります。 ○2021 年 10 月 1 日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場合には、未利用口座管理手数料をいただきます。 なお、詳しくは、貯金規定に記載のとおりです。
8. 付加できる 特約事項	○個人のお客さまはマル優 (障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」) の取扱いができます。 ○キャッシュカードにより A T M 等で入出金ができます。 ○キャッシュカードはデビットカードとしてもご利用になれます。 ○給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払のお取扱いができます。また、自動送金・自動集金のお取扱いもできます。 ○希望される場合は、既存の普通貯金の口座番号をそのままに全額を普通貯金無利息型 (決済用) へ切替えることができます。 ○個人のお客さまは通帳レス口座サービス (通帳等の発行に代えて J A バンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・

	入出金明細等をご確認いただくサービス) がご利用になれます。
9. 貯金保険制度 (公的制度)	○保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第 5 1 条の 2 に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの) を除く。) と合わせ、元本 1, 0 0 0 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
10. 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当 J A 本支店 (所) または金融共済推進部 推進企画課 (電話: 0 5 3 - 4 7 6 - 3 1 2 1) にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所 (電話: 0 3 - 6 8 3 7 - 1 3 5 9) でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融共済推進部 推進企画課または J A バンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター (J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。)
11. その他参考と なる事項	○通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で 5 0 件以上あり、翌月 6 日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A とぴあ浜松